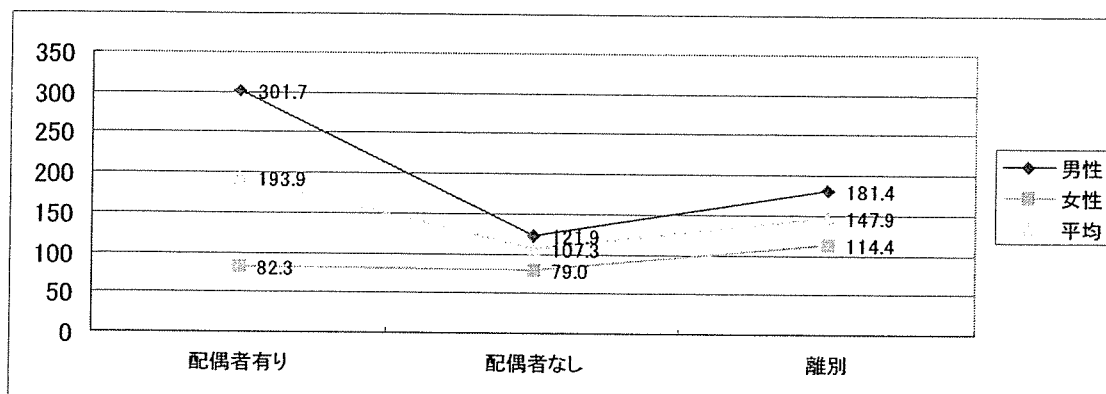


図9 配偶者の有無・性別収入(本人)



・世帯類型別本人収入

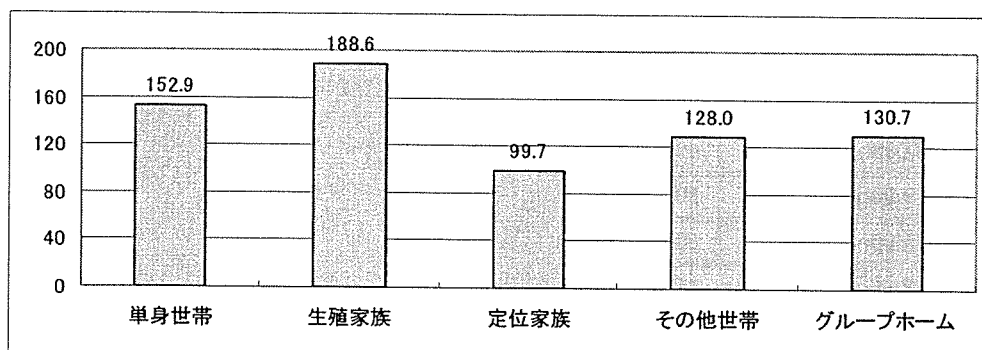
世帯類型別にみていこう。生殖家族に暮らす本人の平均所得は 188.61 万円、定位家族に暮らす本人の平均所得は 99.66 万円であり、ここに 90 万円近くの差がある（高額所得者 2 人も生殖家族に所属している）。

詳しくみていくと、生殖家族のなかにも収入 0 の人が 9 名（15.3%）いるが、300 万円以上得ている人も 13 名（21.3%）いる。これに比べて定位家族のなかでは収入 0 の人は 4 名（12.5%）であるが、300 万円以上の収入を得ているのはわずかに 2 名（3.1%）である。

表12 世帯類型別収入(本人)

世帯類型	平均値	度数	標準偏差
単身世帯	152.92	12	82.700
生殖家族	188.61	59	185.656
定位家族	99.66	32	92.410
その他世帯	128.00	3	97.247
グループホーム	130.67	3	57.466
平均	155.30	109	153.155

図10 世帯類型別収入(本人)



(3)世帯収入

世帯収入の平均値は 535.88 万円であった（高額所得者 2 世帯、2625 万円、2590 万円、すべて無回答者 2 名、他の世帯員の所得すべてあるいは一部無記入 10 名を除く 99 世帯）。中央値は 461.00 万円とやはり低額に偏っている。

表13 収入合計(世帯)

度数	有効	99
	欠損値	0
平均値		535.88
中央値		461.00
標準偏差		365.946
最小値		22
最大値		1534

・性別世帯収入

本人の性別による世帯収入をみると、男性が 548.12 万円、女性が 519.26 万円と、本人収入ほど差が大きい。

表14 性別世帯収入

性別	平均値	度数	標準偏差
男性	548.12	57	380.064
女性	519.26	42	349.724
合計	535.88	99	365.946

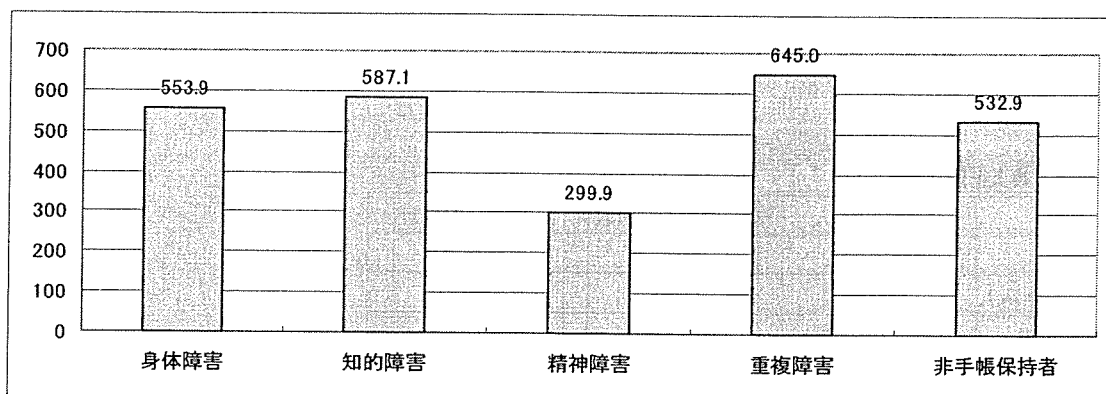
・障害別世帯収入

障害者の障害別に世帯収入をみていくと、一番多いのは重複障害者がメンバーである世帯で、645.0 万円、次いで身体障害者の世帯の 544.9 万円、知的障害者の世帯の 587.1 万円、非手帳保持者の世帯の 532.86 万円、精神障害者の世帯収入が 299.9 万円と突出して少ない。ただしどの世帯においても大きな差がみられる。

表15 障害別世帯収入

障害種別	平均値	度数	標準偏差
身体障害	553.90	67	327.844
知的障害	587.13	8	496.890
精神障害	299.90	10	301.338
重複障害	645.00	7	509.669
非手帳保持者	532.86	7	455.137
合計	535.88	99	365.946

図11 障害別世帯収入



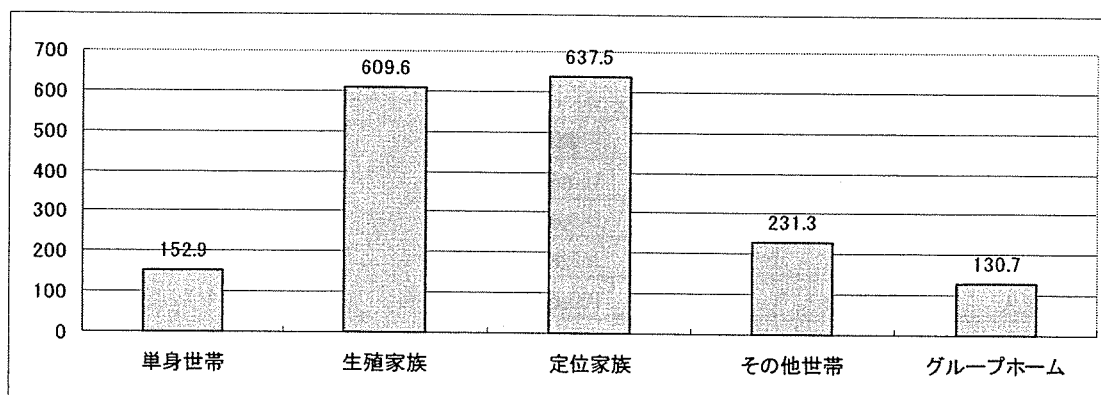
・世帯類型別世帯収入

世帯類型別にみていくと、他の世帯員とともに暮らす生殖家族、定位家族、その他世帯のなかでは定位家族が637.48万円と一番多く、次いで生殖家族609.6万円となっている。その他世帯は231.33万円と額が低い（ただしサンプル数も少ない）。単身世帯、グループホームは差が少なく、定位家族のなかでの差が一番大きい。

表16 世帯類型別世帯収入

世帯類型	平均値	度数	標準偏差
単身世帯	152.92	12	82.700
生殖家族	609.61	54	326.365
定位家族	637.48	27	404.675
その他世帯	231.33	3	134.005
グループホーム	130.67	3	57.466
合計	535.88	99	365.946

図12 世帯類型別世帯収入



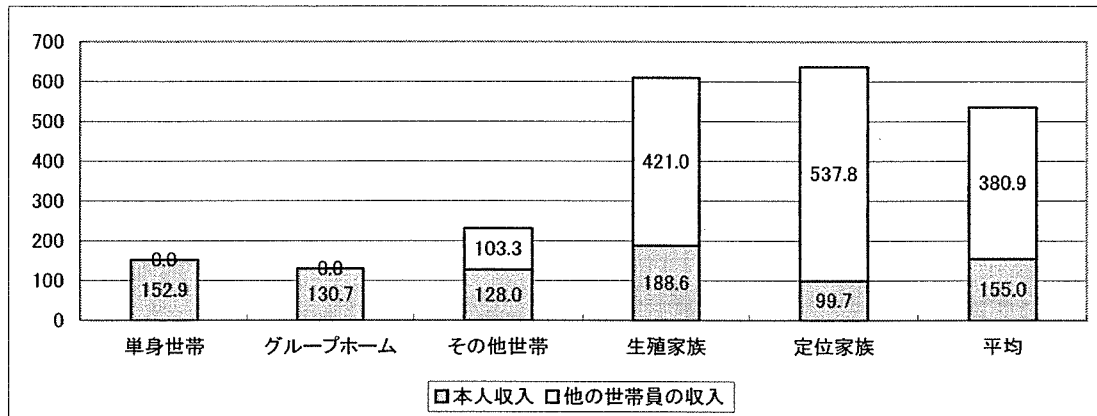
・本人所得と世帯所得との関係

単身世帯とグループホームは、本人収入のみである。生殖家族、定位家族は世帯収入に占める他成員の収入額が大きい。とくに定位家族は本人収入が少なく、その他の家族成員の収入との差が大きくなっている。

表17 本人収入と世帯収入の差

	本人収入	他の世帯員の収入	世帯収入合計
単身世帯	152.92	—	152.92
グループホーム	130.67	—	130.67
その他世帯	128.00	103.33	231.33
生殖家族	188.61	421.00	609.61
定位家族	99.66	537.82	637.48
平均	155.03	380.85	535.88

図13 本人収入と世帯収入の差



・生殖家族と定位家族におけるジェンダー差

生殖家族と本人が男性の定位家族における、他の世帯員の収入総額には、ほとんど差はない。突出しているのは本人が女性の定位家族における、他の世帯員の収入総額の多さで、743.7万円である（これが定位家族における世帯収入の差となって表れている。ただしサンプル数は多くはない）。一方生殖家族における本人収入の大きなジェンダー差は、そのまま生殖世帯の収入の差となっている。

表18 生殖家族の世帯収入（性別）

性別	平均値	度数	標準偏差
男性/世帯収入	733.85	26	355.434
男性/本人収入	299.48	29	189.436
女性/世帯収入	494.25	28	251.881
女性/本人収入	81.43	30	100.558
合計	609.61	54	326.365

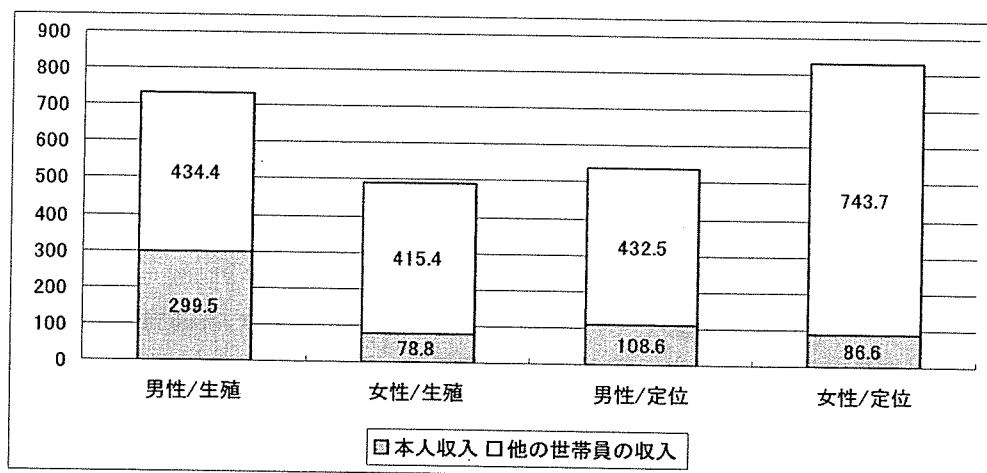
表19 定位家族の世帯収入(性別)

性別	平均値	度数	標準偏差
男性/世帯収入	541.06	18	362.598
男性/本人収入	108.58	19	82.931
女性/世帯収入	830.33	9	435.976
女性/本人収入	86.62	13	106.930
合計	637.48	27	404.675

表20 生殖家族・定位家族の世帯収入比較

	本人収入	他の世帯員の収入	世帯収入
男性/生殖	299.48	434.37	733.85
女性/生殖	78.81	415.44	494.25
男性/定位	108.58	432.48	541.06
女性/定位	86.62	743.71	830.33

図14 生殖家族・定位家族の世帯収入比較



(4)課税の状況

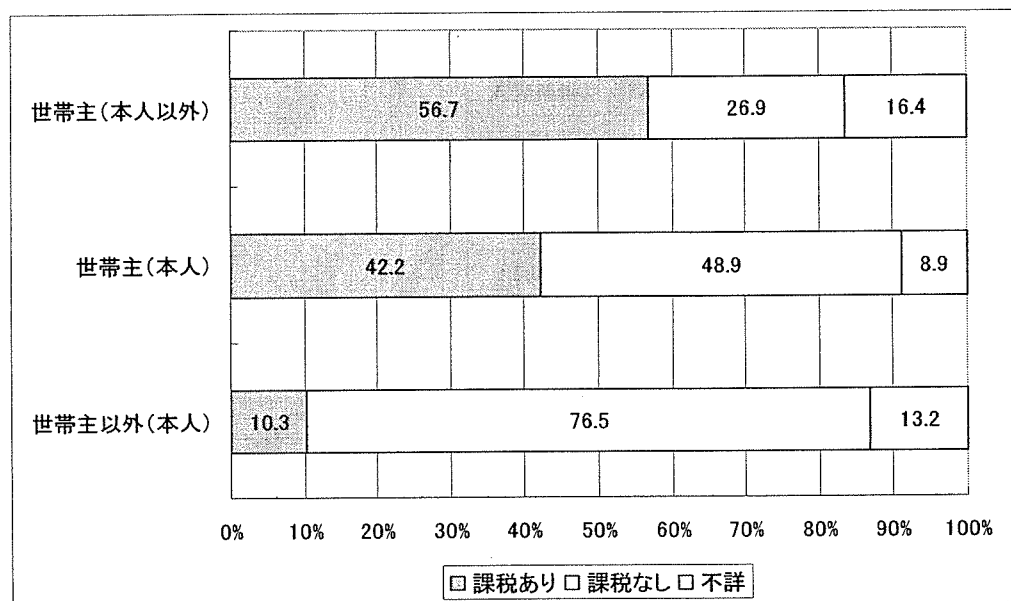
課税の状況を、世帯主が障害をもつ当事者だった場合とそれ以外の人だった場合に分けてみていく。

所得税にかんして、障害をもつ当事者以外の世帯主は所得税を支払っている人の割合は56.7%である。障害をもつ当事者が世帯主の場合は、42.2%と低くなり、当事者が世帯主でない場合には10.3%となる。逆に課税なしは、26.9%、48.9%、76.5%と高くなっていく。

表21 所得税(本人)課税状況

	世帯主(本人以外)		世帯主(本人)		世帯主以外(本人)	
課税あり	38	56.7	19	42.2	7	10.3
課税なし	18	26.9	22	48.9	52	76.5
不詳	10	16.4	4	8.9	9	13.2
合計	67	100.0	45	100.0	68	100.0

図15 所得税(本人)課税状況

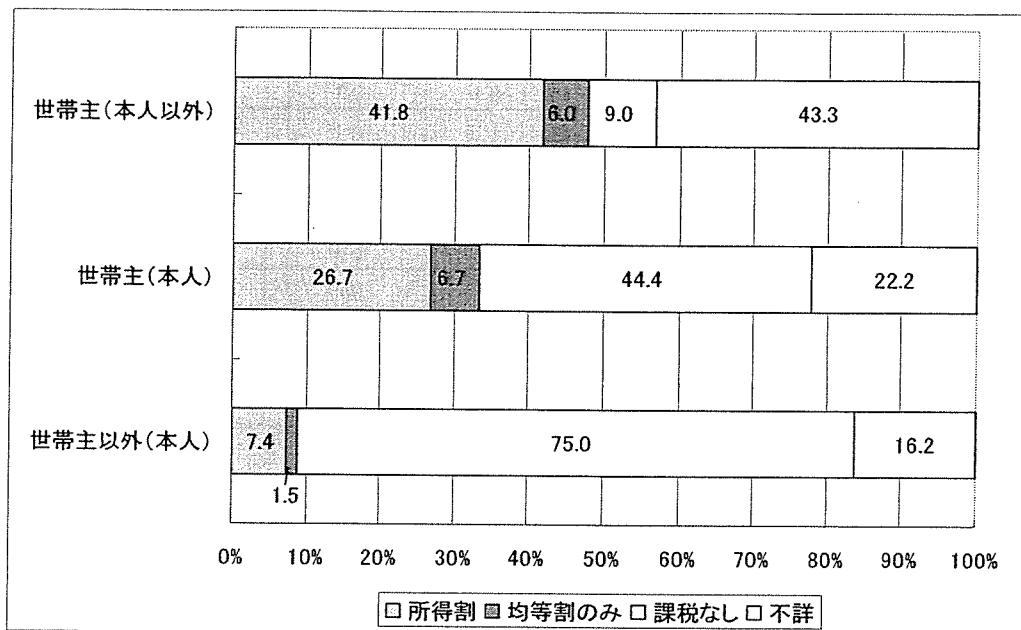


住民税にかんしても、本人以外の世帯主で「不詳」と答える人が多いものの、同じ傾向がみられる。障害者以外が世帯主であった場合、41.8%が「所得割」と答えているのに対し、障害者が世帯主であった場合には26.7%、世帯主以外の障害者は7.4%と少なくなっていく。逆に課税なしは、障害者以外が世帯主であった場合には9.0%であるが、障害者が世帯主である場合には44.4%、世帯主ではない障害者は75.0%となる。

表22 住民税(本人)課税状況

	世帯主(本人以外)		世帯主(本人)		世帯主以外(本人)	
所得割	28	41.8	12	26.7	5	7.4
均等割のみ	4	6.0	3	6.7	1	1.5
課税なし	6	9.0	20	44.4	51	75.0
不詳	29	43.3	10	22.2	11	16.2
合計	67	100.0	45	100.0	68	100.0

図16 住民税(本人)課税状況

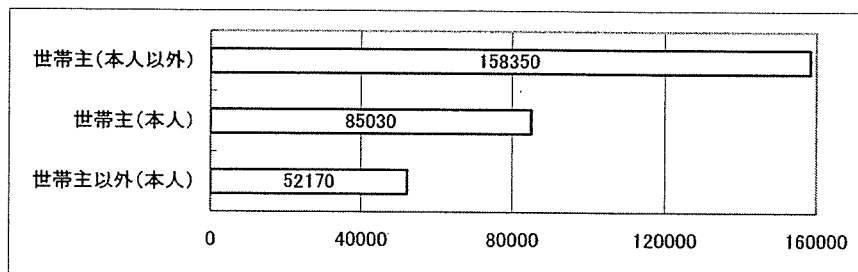


障害者以外が世帯主であった場合、住民税平均額は15万8350円であった。障害者が世帯主であった場合は、8万5030円（はずれ値101万円を除く）、世帯主以外の障害者は5万2170円（はずれ値41万円を除く）であった。

表23 住民税平均値

世帯主以外(本人)	52,170
世帯主(本人)	85,030
世帯主(本人以外)	158,350

図17 住民税平均値



(5)福祉サービスにかんして

・サービス利用内訳

サービス利用内訳をみていくと、身体介護、日常生活支援にかんしては身体障害者に、「その他」にかんしては精神障害者に偏っているものの、それ以外は障害種別との関連はとくに見受けられない。「その他」の精神障害者、非手帳保持者の利用は「地域生活支援センター」である。

表 24 福祉サービス利用（複数回答）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	非手帳保持者	合計
身体介護	5	0	0	0	0	5
家事援助	4	1	1	1	0	7
移動介護	1	0	0	0	0	1
日常生活支援	2	1	0	0	0	3
デイケア	3	0	4	1	0	8
その他	4	3	11	3	9	30
介護保険制度	4	0	0	0	0	4
不詳	59	4	1	2	0	66
合計	82	9	17	7	9	124

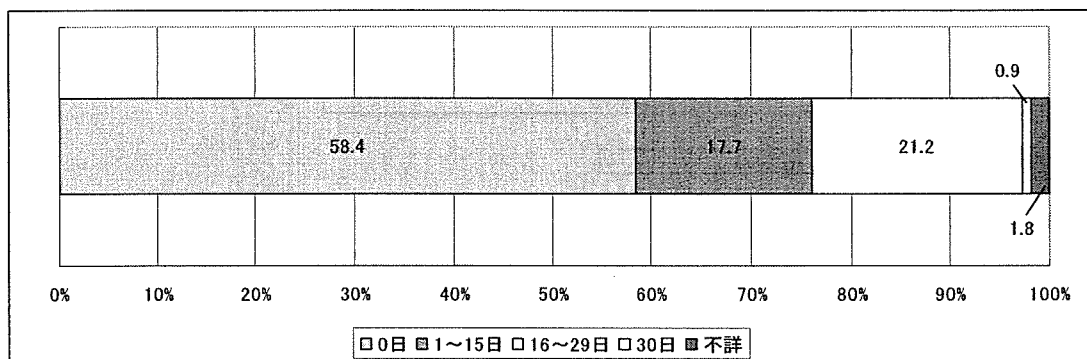
・利用日数

「福祉サービス」について、月に何度利用しているかをみたところ、もっとも多いのが全く利用していない「0日」の人が58.4%、次に16～29日で21.2%という結果だった。前回調査と比較するために、同様の区分を行ったが、前回よりは若干利用日数が多くなっている。

表25 福祉サービス利用日数

		度数	有効パーセント
有効	0日	66	58.4
	1～15日	20	17.7
	16～29日	24	21.2
	30日	1	.9
	不詳	2	1.8
	合計	113	100.0

図18 福祉サービス利用日数



・世帯類型別利用日数

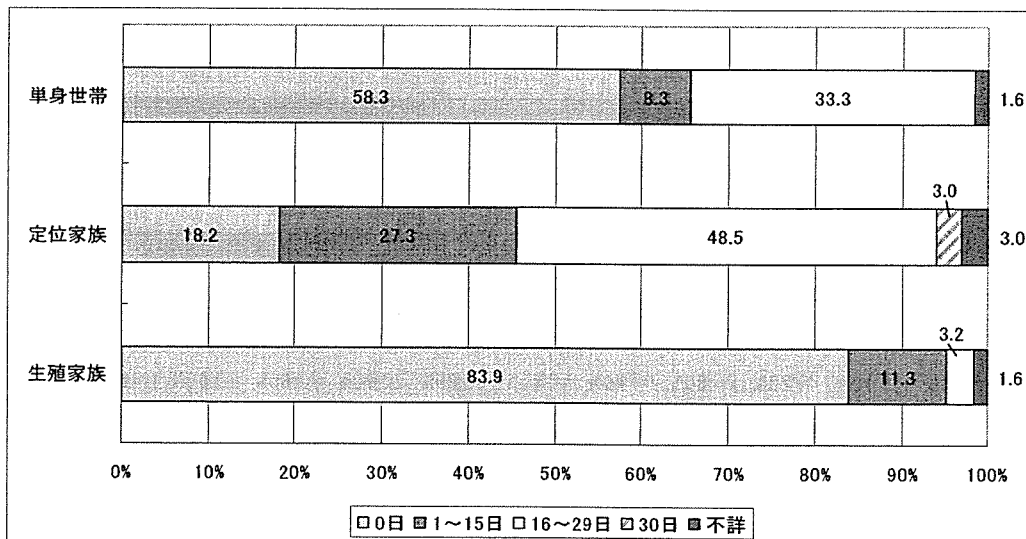
利用日数を世帯類型別にみてみよう。単身世帯では0日と答えた人が58.3%で一番多く、16～29日と答えた人は33.3%いる。生殖家族に暮らす人の利用日数は0日が多く、83.9%である。

定位家族で暮らす人は16～29日利用している人が一番多く、48.5%、次いで1～15日が27.3%、0日は18.2%であった。

表26 世帯類型B と N3_59R の収表

	N3_59R					合計
	0日	1～15日	16～29日	30日	不詳	
単身世帯	7 58.3%	1 8.3%	4 33.3%	0 .0%	0 .0%	12 100.0%
生殖家族	52 83.9%	7 11.3%	2 3.2%	0 .0%	1 1.6%	62 100.0%
定位家族	6 18.2%	9 27.3%	16 48.5%	1 3.0%	1 3.0%	33 100.0%
その他世帯	0 .0%	1 33.3%	2 66.7%	0 .0%	0 .0%	3 100.0%
グループホーム	1 33.3%	2 66.7%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	3 100.0%
合計	66 58.4%	20 17.7%	24 21.2%	1 .9%	2 1.8%	113 100.0%

図19 世帯類型B と N3_59R の収表



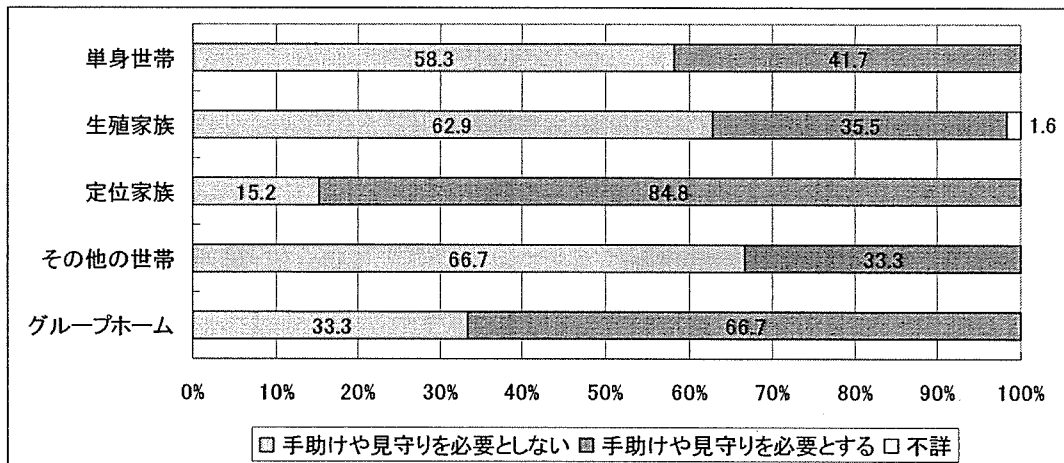
・生活の自立の状況と世帯類型

なぜ定位家族に暮らす人の利用日数が多いのか。手助けや見守りの要否についてみると、定位家族は手助けや見守りを必要とする人は62.9%であるのに対し、定位家族では必要とする人が15.2%にすぎない。単身世帯では手助けや見守りを必要としない人の割合は58.3%であり、生殖家族に続いて多い。

表27 世帯類型B と 同居世帯員A：手助けや見守りの要否 の加減表

	同居世帯員A：手助けや見守りの要否			合計
	手助けや見守りを必要としない	手助けや見守りを必要とする	不詳	
単身世帯	7 58.3%	5 41.7%	0 .0%	12 100.0%
生殖家族	39 62.9%	22 35.5%	1 1.6%	62 100.0%
定位家族	5 15.2%	28 84.8%	0 .0%	33 100.0%
その他世帯	2 66.7%	1 33.3%	0 .0%	3 100.0%
グループホーム	1 33.3%	2 66.7%	0 .0%	3 100.0%
合計	54 47.8%	58 51.3%	1 .9%	113 100.0%

図20 世帯類型B と 同居世帯員A：手助けや見守りの要否 の加減表



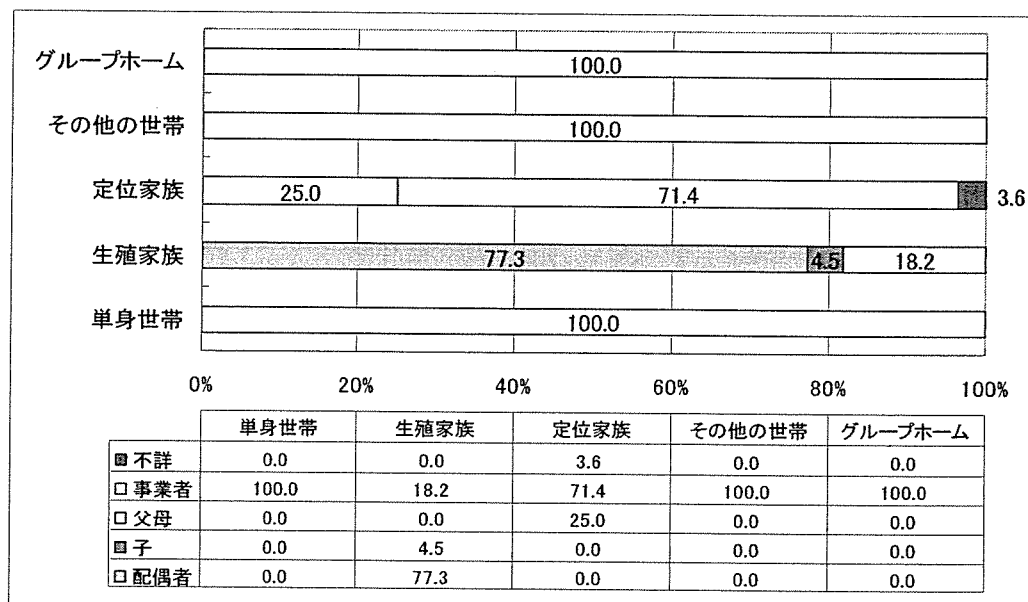
・主な介助者

「手助けや見守りを必要とする」と回答した58名のうち、主たる介護者の続柄について、世帯類型別にみていく。家族成員が主たる介護者として多くを占めているのは生殖家族のみであり、「配偶者」が77.3%であった。単身世帯とグループホーム、その他世帯では「事業者」が100.0%、定位家族では71.4%を占める。定位家族のなかでは「父母」と答えた人が25.0%いる。

表28 世帯類型B と 同居世帯員A：主たる介護者との続柄 の加減表

	同居世帯員A：主たる介護者との続柄					合計
	配偶者	子	父母	事業者	不詳	
単身世帯	0 .0%	0 .0%	0 .0%	5 100.0%	0 .0%	5 100.0%
生殖家族	17 77.3%	1 4.5%	0 .0%	4 18.2%	0 .0%	22 100.0%
定位家族	0 .0%	0 .0%	7 25.0%	20 71.4%	1 3.6%	28 100.0%
その他世帯	0 .0%	0 .0%	0 .0%	1 100.0%	0 .0%	1 100.0%
グループホーム	0 .0%	0 .0%	0 .0%	2 100.0%	0 .0%	2 100.0%
合計	17 29.3%	1 1.7%	7 12.1%	32 55.2%	1 1.7%	58 100.0%

図21 世帯類型B と 同居世帯員A：主たる介護者との続柄 の加減表



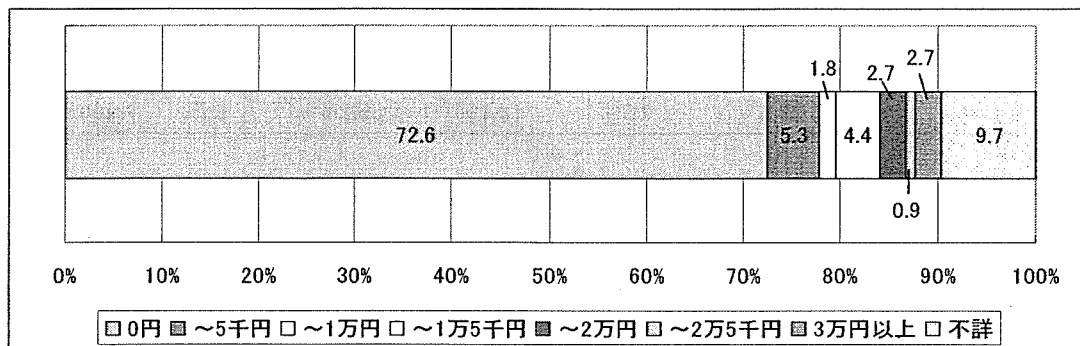
・「援助」にかかわる支出

支出のうち「介助料」に記入があったのは20人（17.7%）で、72.6%は支出が「0」であった。ここには福祉サービスを利用せず、介助料を支払っている人がいる（たとえば個人的に雇っている）ことに注意が必要である。

表29 介助料自己負担額

		度数	有効パーセント
有効	0円	82	72.6
	～5千円	6	5.3
	～1万円	2	1.8
	～1万5千円	5	4.4
	～2万円	3	2.7
	～2万5千円	1	.9
	3万円以上	3	2.7
	不詳	11	9.7
	合計	113	100.0

図22 介助料自己負担額



・自己負担額平均値

1000円以上の負担をしている世帯（0円以外）の平均額は17,150円だった（10万円をはずれ値とした場合は12,790円）。

表30 支出の状況:介助等を受けた時の自己負担額(千円)

度数	有効	20
	欠損値	0
平均値		17.15
中央値		12.50
標準偏差		21.707
最小値		1
最大値		100

表31 支出の状況:介助等を受けた時の自己負担額(千円)

度数	有効	19
	欠損値	0
平均値		12.79
中央値		12.00
標準偏差		9.796
最小値		1
最大値		35

・福祉サービス利用回数及び利用者負担について

利用回数はいくらも変わらないという回答が一番多く、29.2%を占める。利用回数を増やした人と減らした人はそれぞれ7人（6.2%）と4人（4.4%）で著しい違いは認められない。

利用者負担については「増えた」とする人が20人（17.7%）、「変わらない」とする人も同数いる。

表32 福祉サービスについて

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	利用回数を減らした	7	6.2	14.3	14.3
	利用回数は変わらない	33	29.2	67.3	81.6
	利用回数を増やした	5	4.4	10.2	91.8
	不詳	4	3.5	8.2	100.0
	合計	49	43.4	100.0	
欠損値	システム欠損値	64	56.6		
合計		113	100.0		

表33 利用者負担(1割)が導入されてから、あなたの負担はどうなりましたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	増えた	20	17.7	40.8	40.8
	変わらない	20	17.7	40.8	81.6
	減った	5	4.4	10.2	91.8
	不詳	4	3.5	8.2	100.0
	合計	49	43.4	100.0	
欠損値	システム欠損値	64	56.6		
合計		113	100.0		

3.考察

・本人収入について

高額所得者2名と不詳2名を除く109名の平均額は155.03万円であり、前回調査の結果、208万8000円（高額所得者1名を除く）よりも40万円以上、低額となった。平均額が低いのみならず、100万円未満の人が58.6%を占めるなど低い層へ偏っている。

この理由として以下のことが考えられる。一つは対象者がやや高齢層に偏っていること、したがって雇用の状況にも影響を与えているだろうことがある。収入内訳をみると雇用者所得が前年度調査よりも減っているのはこの表れだろう。第二に、対象者に比較的収入が低い手帳を有していない精神障害者が9名（8.0%）含まれていることがある。第三に、東京都と静岡県という地域の違いである。

本研究では、障害者が全体として低収入層であること、および障害ごとに本人収入に差があ

ることが確認された。とくに精神障害者や障害者のうちで手帳を保持していない人は平均値が低く、身体障害者の半分以下の収入である¹。一つの要因は年金（障害）である。精神障害者の障害者手帳取得の困難と低収入についてはすでに指摘があるが、本調査においても非手帳保持者が年金未受給の状態にあることが明らかになった。また、精神障害者にかんして本調査の対象者は、地域生活支援センターの利用者であったため、正社員として雇用されている人が少なく、収入は低く算定されがちであることも考えられる。また雇用者所得を得ていない人の多さが、平均値を引き下げている理由の一つである。この雇用者所得を得ていないときには年金は大きな所得保障となりうるが、年額 80 万円程度の金額のみでは所得保障として機能していないといわざるをえない。

障害種別による本人収入の差と同時に、見逃せないのがジェンダーによる差である。女性の収入の平均額は男性のその37.0%である。この理由としてまず雇用状況の差がある。女性の52.5%は雇用者所得をまったく得ていない（男性では28.0%）。自らの意思で非就業の状態である人の存在を考慮したとしても、とりわけ障害をもつ女性の就業率は低いといえるだろう。さらに雇用者所得のジェンダー差についてはすでに多くの指摘があるが、障害者のなかでもこの差が確認された。また障害以外の年金額にも差があるのは、受給以前の給与額の差であるものと考えられる。女性の収入の低さは、所得のジェンダー差が障害者の場合にはより顕著に顕れるといえるのではないか。

・世帯との関連で

世帯類型で本人収入をみると新しい局面がみえてくる。身体障害者は 8 割弱の人が生殖家族で暮らし、知的障害者の 6 割強、精神障害者、重複障害者の 7 割強が定位家族に暮らしている²。生殖家族に暮らす人（2 人を除いて身体障害者）の本人収入は比較的多く、定位家族に暮らす人のそれは比較的少ない（ただし生殖家族のなかでも収入が 0 の人が 15.3%おり、他の家族員に経済的に依存している人も存在する）。

さらに世帯のなかでもジェンダー差があることに注目したい。生殖家族に暮らす人、すなわち配偶者がいる男性の大半は世帯主である（世帯主の男女比は男性 35 人に対し女性が 9 人）。また女性は配偶者の有無で本人収入に大きな差はみられないが、男性では大きな差があった。これについては、収入の多い傾向にある既婚男性が、中途障害を負ったとみることもできるが、

¹ 各種の調査では、障害者の平均所得額はより低いことが推測されている。知的障害者の収入の中央値は 90～100 万円、精神障害者では 70～80 万円である（同志社大学大学院埋橋ゼミ 2006：9）。今回の調査もこれを裏づけるものである。同ゼミの試算によれば、一般世帯の就労年齢人口（20～65 歳未満）における平均個人所得は 297 万円である（同志社大学大学院埋橋ゼミ 2006：9）。今回の結果では、身体障害者で 65.5%、知的障害者で 39.2%、精神障害者（非手帳保持者を含む）ではわずか 22.0%となる。また、身体障害者の高年齢層において比較的高収入、若年障害者において低収入であることが推測される。もちろん単純に右肩上がりの収入が期待できるわけではない。高年齢層で収入が高いのは、公的年金（障害年金以外）やそれまでの雇用者所得の額が影響を与えていると思われるが、これらについては今後の課題としたい。

² 厚生労働省による「平成 17 年度知的障害児(者)基礎調査結果」によると、知的障害者の 76.3 パーセントは親等の家族と暮らしているというが、この結果はそれを裏づけるものである。この結果によると知的障害者で「夫婦で暮らしている」人は、18 才以上でも 3.1%にすぎない。

収入が多い男性のみが世帯主となることが可能になると解釈することもできる。これについては今後の課題である。

・世帯収入について

精神障害者と非手帳保持者の場合、同居世帯員がいながらも他の世帯員の収入欄が空白であるケースが多かった。これは精神障害者が家族に協力が得られないケースが多かったためである。また、経済的な理由で同居しているが、生活費は援助してもらっていないと主張する人が記入を拒否したケースもあったことを付記しておきたい。

世帯収入の平均額は535.88万円である³。本人収入のみで家計を成り立たせている単身世帯、グループホームに暮らす世帯と比較すると、本人以外の家族成員による収入が大きいことがわかる。生殖家族と定位家族においてその傾向は顕著であるが、より詳しくみると定位家族における本人収入と他の家族成員の収入の差が大きいことから、定位家族においては、障害者の、その他の家族成員（多くは親）の収入への依存度が高いことが推測される。

生殖家族においては、その他の成員の収入には差はないが、本人収入に男女差があるため、男性よりも女性がより他の家族成員の収入に依存しているといえる。これは夫が世帯主である女性に典型的にみられるケースだろう。

・福祉サービス関連の支出

（前回の調査では含まれていなかったデイケア、作業所を含め）施設入所以外の福祉サービスを利用しているのは、4割強の人である。とくに単身世帯、定位家族での利用が多く、これらの家族における福祉サービスの位置が大きいことがみえてくる。定位家族における父母らのみで支える限界の一端を示しているとみることができよう。一方で生殖家族に暮らす人の利用が少ないが、ここではもっぱら配偶者が支え手となっていることが浮き彫りにされた。

介助費用に限定すると、3割弱の人が「自己負担」としていくらかを支出している。このなかでは、1000円から10万円まで幅が大きい、平均額は12,790円であり、決して小さくはない負担であるといえよう。

前回の調査時は支援費制度下で行われていたが、今回の調査では部分的に自立支援法下でのサービスに移行している。これによりどのように変化したのか。利用者負担（1割）が導入されてからの負担については「増えた」と「変わらない」が同数で約4割となっている一方で、利用回数については「変わらない」という人と「増やした」という人がほぼ同数であるが、非該当の人を除く7割近くの人が「利用回数は変わらない」と答えている。

この理由として、後述のように自己負担額がまだ確定していない部分もあること、したがってサービス利用については、当面のところ現状を保っていることも考えられる。あるいは、自己負担額が家計にとって耐えうるものであった可能性もある。ただし、生活については6割以上の人が「苦しい」「やや苦しい」と回答していることから、自己負担額は増えているにもかかわらず、サービスを利用せざるを得ない層が一定数いることが予想される。

³ 一般世帯（高齢者世帯、児童のいる世帯を含む）収入678万円（同志社大学大学院埋橋ゼミ2006：9）の、79.0%となっている。

4.結論と今後の課題

本研究を通じて、本人収入のみならず、従来見過ごされがちであった、世帯収入との関連、家計支出、家族の障害をもつ世帯メンバーへの経済的、身体的支援の度合い等が明らかになった。また障害別、世帯類型別、本人の性別による違いが浮き彫りにされたと思う。

本人収入に関しては、とりわけ障害種別による差が明らかになった。所得保障となりうるはずの障害にかかわる年金が、所得保障として機能していない。唯一本人収入が高いのは、生殖家族における身体障害の男性のみであった。年齢が高い層（多くは中途障害）は、障害基礎年金以外の年金によってある程度の収入を得られていることから、この層にかんしては所得保障が機能している。

世帯主の収入とそうではない家族成員の収入とは大きな差がある。とりわけ定位家族では、本人収入が低く、他の世帯員の収入が支えている。ただし、定位家族のなかでも世帯収入の差が大きく、低収入層は収入が少ない障害者を父母がやと支えていることが想像される。また現行制度はこうした定位家族における負担をより厳しくさせる方向に働く。

福祉サービス利用状況をみると、定位家族の利用状況が多い。とくに高齢となった父母が支える、定位家族の限界が垣間みえる。生殖家族にかんしても、「配偶者」が支えているが、ここにはより強い役割期待が働いていることも考えられる。どの世帯であっても福祉サービスが利用できるような状況であるべきだろう。

これらから導かれる政策的含意としては、まず、低収入層が多くを占める障害者（とりわけ精神障害者、手帳を保持していない精神障害者、知的障害者）への所得保障の面からの支援の必要性が挙げられるだろう。とくに雇用者所得が少ないにもかかわらず、年金（障害）制度が所得保障として機能していないことへの対策が必要である。この際、市場労働に従事した経験のない／雇用者収入が低い層へ（知的障害者、女性障害者）の支援体制の整備が必要となると思われる。必然的に従来の年金保険制度の見直しを伴うのではないか。

また、世帯類型別にみえていくと、他の家族成員に経済的に依存している、とくに低収入層の定位家族の負担度が大きいことが推測される。したがって現行制度の「世帯所得」のみをみて負担率を決定する方法の見直しが必要であろう。

今後の課題として、以下のことを挙げておきたい。身体障害者、知的障害者の「デイケア」サービスの利用料や、食費などの自己負担については項目を設けなかったこともあり、今回の調査結果からは浮かび上がってきていない。また精神障害者のデイケアや地域生活支援センターにかんする利用料については、利用料の1割負担（食事代自己負担）の導入が2006年10月であったことから、今回の調査対象時期（2006年9月収支）では把握が困難であった。また2006年4月より、制度改編により、とくに精神障害者の通院医療費が増加したことが考えられるが、この分析については今回は行えなかった。これらを検討することは、今後の重要な課題である。

また、自立支援法施行により、変化したこと／変化していないことの詳細な分析も残された課題である。自由記述においては、家計にかんする負担、今後の支出にかんする負担を記したものが多く見受けられた。すでに指摘されていることだが、サービスを利用すればするほど負担が増える仕組みのなかで、次のような訴えもあった。「自立支援法が実施されて正直負担金が

多く生活費にもかなり影響しています。母親が働ける場（収入）があれば良いのですが年齢的な事、子供の最重度で介助もかなり厳しい状態です」（デイケア施設月22日利用、自己負担2万5千円）。

どの部分の負担が「増えた」のか、どの程度負担が増加しているのか、世帯ごとに差はあるのかについては、今後詳細な検討が必要であろう。自立支援法施行以前と比較するには、詳細なケース検討も必要であるのかもしれない。

■引用文献・引用資料

同志社大学大学院埋橋ゼミ2006「障害者雇用・福祉政策をめぐる国際的動向と日本の位置・課題」『Int'lecowk国際労働研究』11-12[7-14]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成16年版働く女性の実情のあらまし」（資料編）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/03/h0328-7c.html>

厚生労働省大臣官房統計情報部「平成16年国民生活基礎調査の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa04/index.html>

Ⅲ. 委託研究報告

障害者自立支援法の影響:JD調査2006

—第2回調査の結果および第1回調査(2006年2月時点)との比較—

2007年3月

日本障害者協議会(JD)

目次

調査結果の要点.....	105
第1章 調査の概要	107
第2章 回答者の基礎的事項.....	109
第3章 自立支援医療と自己負担.....	114
第4章 障害福祉サービスと自己負担.....	123
第5章 4月以降の生活の変化と今後の見通し.....	128
第6章 収入と支出.....	136
第7章 障害程度区分認定の実施状況と意見.....	143
第8章 障害者自立支援法への意見.....	149
第9章 第1回調査(2006年3月実施)との比較の要点.....	157
編集後記.....	159
付属資料:調査協力団体一覧、第2回調査票.....	160

調査結果の要点

障害者自立支援法（以下「自立支援法」と略す）の影響と収入・支出などの経済生活の実態を把握するため、2006年2月と7月に同一障害者（JD加盟団体会員など）に2回のアンケート調査を行い、第1回540人、第2回414人の回答を得た。以下はその主な結果である。

<2006年7月時点の実態>

（1）調査回答者414人は、男性が女性の2倍で、成人期中心の年齢構成、4分の3が障害年金の受給者、約7割が障害福祉サービスの利用者であり、日本の障害者の代表例とはいえないが、機能障害の種類別分布、生活の場の分布、都道府県別分布、所得の分布など、全体を相当程度は反映していると考えられる。

（2）自立支援医療は144人（回答者の35%）が利用しており、その7割は精神障害者である。7月の外来受診での自己負担は、0円が39%、2,500円までが42%、5,000円までが16%、5,000円以上が3%と6割に1割負担が生じている。5割以上が費用負担が「増えた」と答えているが、9割程度は通院回数を減らすことなく（減らせず）利用している。

（3）福祉サービスは282人（68%）が利用しており、その6割強が通所系サービス（作業所、通所授産、またはデイサービスなど）を利用している。ホームヘルプサービスと居住系サービス（グループホーム、または入所施設）をそれぞれ4割弱が利用している。7月の自己負担（利用料・食費・交通費などの総額）の平均は、ホームヘルプサービスが6,190円、通所系サービスが16,765円、グループホームが35,658円、入所施設が49,735円である。「住民票・外国人登録票を家族と別にした」と答えた人が24%見られるなど自衛策を講じているが、今後の福祉サービスの利用については、73%が不安を訴えている。

（4）4月以降の生活の変化は、「預貯金を減らした」が31%、「教養娯楽費を減らした」が27%、「家族の経済的負担を増やした」が33%、「食費を減らした」が16%などが目立っている。これらは、医療や福祉の自己負担が「増えた」人により強く生じている。

（5）障害者自立支援法についての意見（自由回答）では、法律の内容や運用、地域格差や生活への影響など、批判と不安が回答総数536件の4分の3を占めており、残りは改善運動への期待などである。

（6）障害者本人の収入を見ると、回答者の75%が障害年金、48%が勤労収入（福祉的就労の工賃を含む）を得ているが、平均月収は107,782円であり、57%は10万円未満である。勤労収入の有無・額と障害年金の有無・額との関連はほとんどなく、所得保障制度の不備・